

令和3年5月12日

意見

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

第3期スポーツ基本計画において盛り込むべき方策についての意見

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）は、スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体との間の紛争を仲裁又は調停により解決し、スポーツの健全な振興を図ることを目的とする紛争解決機関である。

具体的には、①スポーツ仲裁・調停事業の実施及びこれらの紛争解決手続の普及のための制度及び趣旨の理解増進並びに②スポーツ紛争予防のための研修会・調査研究の実施事業をしている。

スポーツ基本法には、スポーツ団体が、運営の透明性を確保するとともに、スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に努めることと、国はスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講じることを規定している。

これを受けて第1期及び第2期のスポーツ基本計画では、スポーツ団体のインテグリティの推進やスポーツ紛争の迅速で公平かつ公正な解決のための施策が言及され具体的な政策が実施された。

スポーツに対する理解と信頼を醸成し、その健全な振興のために、第3期スポーツ基本計画において、今後さらに対応を進化させていくことが必要であると JSAA が考えるものは、以下のとおりである。

1 スポーツ紛争の迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

近年の JSAA における、スポーツ仲裁の申立て件数は、以下のとおりであり、毎年10件程度である。

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
受理	4	24(注)	6	7	8	5	10	11	8
不受理	1	3	3	1	0	2	8	1	0
申立件数 (合計)	5	27	9	8	8	7	18	12	8

(注) ある競技団体に対する申立てが重なったため申立件数が多くなっている。

我が国のスポーツ活動は、様々な団体が様々な競技レベルにおいて幅広く行われている。それを考えると、スポーツ関係者にスポーツ仲裁・調停の制度が必ずしも十分に活用されているとはいえない。

我が国のスポーツ活動やスポーツ団体の運営が、透明性をもって行われ、スポーツ関係者のすべての権利が十分に保障されるようになるためには、仲裁・調停がさらに活用されることが求められており、以下のような課題と対応が必要となると考えている。

ア スポーツ仲裁・調停についてのスポーツ関係者の認知と理解の推進

第2期のスポーツ基本計画期間の活動を通じて、JSAAについてのスポーツ関係者の認知は、進んできているものの、いまだ、十分ではない。すなわち紛争が生じていても、JSAAの存在自体を知らない(JSAAが行った地方スポーツ団体へメンター派遣でも、そもそもJSAAとはどんな団体か、スポーツ仲裁・調停とは何かというところからの説明が必要な場合が多い)ため競技者などが仲裁や調停を利用しようとの考えに至らない場合も多いと想定さる。それゆえ、スポーツ仲裁・調停制度のスポーツ関係者へのさらなる啓発が必要である。

イ スポーツ団体の自動応諾条項の採択の推進及び自動応諾条項の内容の精査と改定

スポーツ仲裁を利用するためには、スポーツ団体と競技者など(申立人と被申立人)との間で仲裁合意が必要となる。仲裁合意がないため競技者などがそもそも仲裁の利用をあきらめる場合も多いと思われる。

また、仲裁合意がない場合でも、JSAAでは、競技者などからの仲裁申立てがあった場合には、スポーツ団体に仲裁合意をするかどうかの意向を確認しているところ、仲裁合意が成立せず、仲裁不受理となった件数は、無視することができない状況(2018年度には18件中8件)である。

第2期のスポーツ基本計画では、すべてのスポーツ団体が自動応諾条項の採

採を進めることが取り上げられ、統括団体の加盟団体規程や中央競技団体向けのスポーツ団体ガバナンスコード(ガバナンスコード)でも自動応諾条項の採択を定めているが、実態は以下の通りである。

スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況(2021年4月1日現在)^(注1)

	採択済	未採択	未回答 ^(注4)	合計	採択率 ^(注)
統括団体(JOC・JSPO・JPSA)	3	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟・承認団体 ^(注2)	61	5	0	66	92.4
JSPO加盟・準加盟団体 ^(注3)	8	2	0	10	80
JPSA・JPC加盟競技団体 ^(注5)	26	7	13	46	56.5
都道府県体育・スポーツ協会	33	14	0	47	70.2
合計	131	28	13	172	76.2

(注1)加盟団体の数は、2021年4月1日時点による。

(注2)特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会を除く。

(注3)重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

(注4)回答がない等の団体は、連絡待ちの状態。

(注5)重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体を除く。

ガバナンスコードが自動応諾条項の採択を明記したこともあり、中央競技団体(NF)においては、採択が進んだ。他方で不応諾となった事例のほとんどは地方スポーツ団体・傘下スポーツ団体(以下、「地方スポーツ団体等」という)を対象とするものであることから分かるように、地方スポーツ団体等においては、自動応諾条項の採択が進んでいない。地方スポーツ団体等における自動応諾条項の採択が進むように働きかけを行うことが必要である。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	計
不応諾件数	2	8	5(注)	0	15
うち地方スポーツ団体等	1	6	5	0	12

(注)仲裁合意があるものとして受理した事案4件について、競技団体が仲裁合意の有無を争い、後に裁判所により仲裁合意の存在が否定されたため、不受理1件に加えて、4件を追加し合計5件となっている。

また、自動応諾条項はあるが、その内容を精査すると、条項の対象が限定的でされ、代表選考なども含めた広範囲な不服申立てができないもの、申立期限が極

端に短いもの、国内事案において日本語の利用ができない外国のスポーツ仲裁機関を指定するものなど、不服申立手続が実質的に利用できない場合もみられる。

第3期スポーツ基本計画においては、自動応諾条項の採択推進だけでなく、内容の適正化のための施策も講じるべきである。

ウ 調停制度の利用促進

調停制度の利用は、2006年から2020年までの15年間で申立件数27件（うち受理は、12件）と仲裁に比べて利用が低迷している。受理が半数弱の12件に留まるのは、被申立人側がスポーツ調停の利用を拒否しているからである。

調停は、調停人という第三者の手助けのもと両当事者が話し合いながら、合意を形成していくもので、迅速かつ安価に紛争の円滑な解決が期待できるため、仲裁と並ぶ有力手段である。調停の制度やそのメリットについて、スポーツ団体や競技者などに周知し、利用を増やし不応諾件数を減らしていくことが必要であり、そのための施策が求められる。

エ 仲裁や調停を行う人材の育成とスポーツ法基礎研究の必要性

JSAAでは、仲裁人候補者のリストを公表している。仲裁人は原則として当事者が選定を行うため、仲裁の件数がさほど多くないこともあり、一部の候補者に担当が集中する傾向がある。そのため、仲裁人候補者の多くは実際の仲裁を経験することは難しいため、実務に近い環境で研修ができる環境が必要である。

他方で、仲裁人報酬は1事案5万円（通常、20時間から60時間の稼働）と些少であり、実際は、ほぼボランティア活動となっており、このことは仲裁人候補者が積極的に研修に参加するインセンティブを損なう可能性がある。

今後のスポーツ仲裁の利用の増加に備え優れた資質を持つ仲裁人候補者や仲裁機関のスタッフによる仲裁手続きが持続可能に実施されるよう、仲裁人候補者の資質向上を図るための施策（具体的には、研修やそのための基礎的な調査研究等）が必要であり、待遇の改善も必要である。

また、アンチ・ドーピングに関する紛争の解決には、特殊かつ専門的な知見が求められるとともに、WADA（世界アンチ・ドーピング機構）の定める世界アンチ・ドーピング規程、各種国際基準等の知識も必要となる。そのため、諸外国における議論の状況やCAS（スポーツ仲裁裁判所）を含む各国のアンチ・ドーピング規律パネル・不服申立機関の先例の継続的な研究が不可欠である。

加えて、近年のスポーツ紛争においては、我が国の競技者や競技団体が関連するものが、CAS（スポーツ仲裁裁判所）を含む国際的な紛争解決機関で扱われる

こともあり、アンチ・ドーピングに限られない CAS(スポーツ仲裁裁判所)の判断のフォローが必要となっている。

上記のように、仲裁人の候補者や仲裁機関スタッフ及びスポーツ仲裁の手續代理を担当する人材の不断の資質の向上が必要である。

2 紛争予防のための取組の強化

スポーツ団体の活動が透明性をもち公平公正に行われていくことが、スポーツにおける紛争の発生を未然に防止することとなる。そして、スポーツ団体のコンプライアンス・ガバナンス体制の推進・強化こそが、スポーツ団体の活動における透明性・公平公正を担保し、問題発生防止、発生した問題の早期発見と適切な対応を可能とする。

JSAA においても、JSAA に持ち込まれる紛争が発生しないことが重要と考えており、紛争の予防のための啓発を業務のもう一つの柱として位置付けている。

そこで JSAA においては、スポーツ団体のコンプライアンスの推進・ガバナンスの強化のために、スポーツ団体にメンターとして専門的な知見を有する弁護士を派遣して、ガバナンスコードへの対応をはじめとするガバナンス強化のための指導を行ったり、スポーツ団体の社員総会や評議員会、役職員や選手・指導者の研修会などの機会にスポーツ団体の求めに応じてメンターを派遣して啓発活動を行っている。

メンター派遣の要請は、中央競技団体のみならず、近年は、地方のスポーツ団体からも相当数寄せられてきている。

特に、地方スポーツ団体の場合、そもそもガバナンスの体制が弱い傾向がある上、ガバナンスコードとは一体何なのか、何のために定められたのかというところからの説明が必要である団体もかなりみられることから、各都道府県の体育・スポーツ協会と協力して体系的に啓発をしていく体制を構築していくことが求められている。

3 国際的な関係機関との連携

国際化するスポーツ活動を反映して、スポーツ紛争の解決に当たっても、国際的な規範の適用や世界的な先例の状況を常に把握し、情報の交換や協力体制を構築していくことが必要である。具体的には、JSAA が CAS(スポーツ仲裁裁判所)や各国のスポーツ仲裁機関などの海外機関との連携を強化していくことが必要であるが、現状は十分に行えていない。

4 スポーツ指導における暴力事案に関する制度に関する検討

スポーツ指導における暴力問題は、日本だけでなく、国際的に発生しており、昨今では、政府組織が資金援助して、独立の第三者機関又はスポーツ仲裁機関が、中央競技団体に代わり、通報・調査・処分の機能を担う例が見られる。

わが国においてスポーツ指導における暴力事案に関する専門性や、これに対応する上での人的・金銭的資源をもたない団体について、JSAA における法的な専門性をもつ人材を活用して仲裁や調停とは独立した部門を設置して、団体からの委託を受けて、当該部門が調査・処分に当たるという制度の構築が必要である。

5 安定的に紛争解決を行う体制整備

JSAA は、仲裁・調停を主な業務とするため、スポーツ団体からは独立した中立的な機関である必要がある。しかしながら、裁判所同様、紛争解決機関は収益を上げることのできる事業をもたない。また、対価を求められる民間からの資金の提供も期待できない。

そして、スポーツ仲裁のユーザーであるスポーツ選手や団体は、必ずしも財政的に豊かではないことから、手数料などについても低廉に抑えることが求められている。

以上のような状況のため、諸外国のスポーツ紛争解決機関と比較して JSAA の財政的基盤は脆弱であり、実際に案件を担当する仲裁人でさえボランティア的に事業遂行に携わっている。事業が将来にわたって安定的に実施していくことができるように、公的な資金による管理経費をも含めた支援の拡充など財政的な基盤を充実させていくことが求められる。